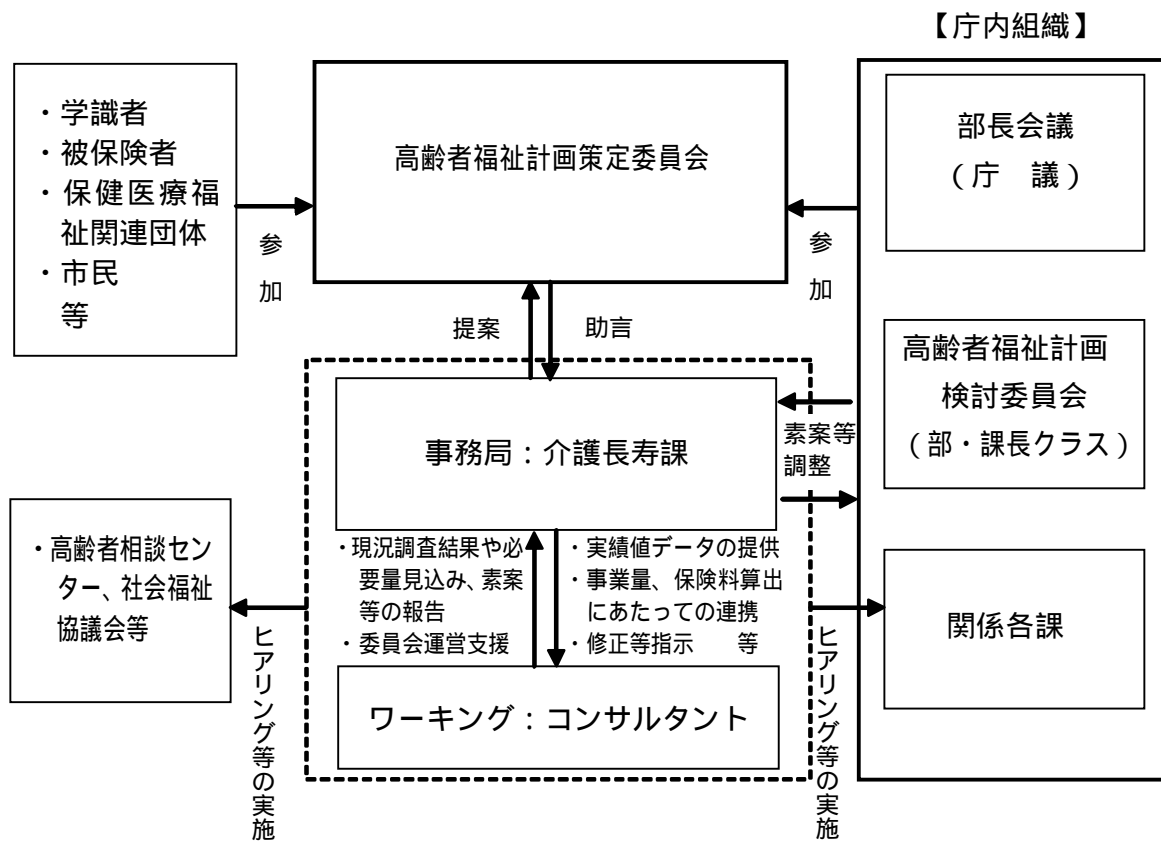


1. 計画策定の経緯

日 程	策定委員会	検討委員会
平成 23 年 9 月	日常生活圏域ニーズ調査の実施（9月～11月） ・在宅高齢者及び施設入所高齢者 ・うるま市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画 諮問（9月13日）	
	第1回委員会（9月13日） ・計画策定の進め方、体制等 ・高齢者人口、介護保険サービス利用等の現状	
10月	第2回委員会（10月12日） ・現計画等検証（高齢者施策等） ・第5期介護保険事業計画の検討	
11月	第3回委員会（11月2日） ・現計画等検証（高齢者施策等）	第1回委員会（11月1日） ・計画策定の進め方、体制等 ・高齢者人口、介護保険サービス利用等の現状 ・現計画等検証（高齢者施策等） ・第5期介護保険事業計画の検討
	第4回委員会（11月30日） ・高齢者福祉計画等の基本事項 ・高齢者福祉計画等の個別施策	第2回委員会（11月29日） ・高齢者福祉計画等の基本事項 ・高齢者福祉計画等の個別施策
12月	「うるま市地域包括ケアの構築に向けて」に関する関係機関ヒアリングの実施（関係機関：地域包括支援センター、高齢者相談センター、ふれあい総合相談支援センター（うるま市社会福祉協議会））	
	第5回委員会（12月21日） ・日常生活圏域ニーズ調査結果報告 ・高齢者福祉計画等の個別施策 ・うるま市地域包括ケアについて ・日常生活圏域での具体施策 ・計画推進に向けて	第3回委員会（12月19日） ・日常生活圏域ニーズ調査結果報告 ・高齢者福祉計画等の個別施策 ・うるま市地域包括ケアについて ・日常生活圏域での具体施策 ・計画推進に向けて
平成 24 年 1 月	パブリックコメント（1月10日～1月24日）	
		第4回委員会（1月30日） ・うるま市高齢者福祉計画等の最終案確認 ・保険料の設定について
2月	第6回委員会（2月1日） ・うるま市高齢者福祉計画等の最終案確認 ・保険料の設定について	
	うるま市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画 答申（2月1日）	

2. 計画策定の体制



3. 計画策定に係る規則及び規定

うるま市高齢者福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成17年うるま市条例第19号)第3条の規定に基づき、うるま市高齢者福祉計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じて、うるま市高齢者福祉計画の策定に必要な事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 保健、医療、福祉等を代表する者
- (3) 市職員
- (4) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことはできない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 策定委員会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 策定委員会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、策定委員会の議を経て、会長が任命する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会長は、部会で調査審議した事項について、策定委員会に報告しなければならない。
- 7 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において「策定委員会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成17年8月1日から適用する。

附 則(平成20年6月30日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

うるま市高齢者福祉計画策定委員

NO	氏名	所属
1	古謝 安子	琉球大学医学部保健学科地域看護学講師
2	新里 榮	中部福祉保健所代表
3	仲 斉	介護保険施設サービス事業者代表（特別養護老人ホーム与勝の里事務局長）
4	上江洲 安信	介護保険居宅サービス事業者代表（侑在宅介護サービスひまわり代表取締役）
5	山城 真樹	うるま市介護支援専門員連絡会代表（願寿ぬ森居宅介護支援事業所）
6	大城 真弓	うるま市訪問介護員連絡会代表（株式会社ケアネット徳洲会沖縄）
7	桑江 良也	うるま市社会福祉協議会代表
8	長堂 純吉	うるま市民生委員児童委員連絡協議会代表
9	池原 トモ子	うるま市女性団体連絡協議会代表
10	古謝 振哲	うるま市老人クラブ連合会代表
11	比嘉 盛一	うるま市自治会長連絡協議会代表
12	親田 多美子	うるま市具志川介護者ふれあいの会代表
13	兼次 桂一郎	第1号被保険者代表
14	石川 善隆	第1号被保険者代表
15	川根 浩三	社団法人中部地区医師会代表
16	根路銘 安則	行政代表（うるま市福祉部長）

うるま市高齢者福祉計画策定に関する規程

(設置)

第1条 うるま市高齢者福祉計画の策定に必要な検討を行うため、うるま市高齢者福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の案の策定に関すること。

(2) その他検討委員会が必要と認める事項

2 委員長は、検討委員会で検討した事項について、市長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員の任命は、別に辞令を用いることなくその職に命じられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に福祉部長、副委員長に介護長寿課長をもって充てる。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 委員長は、検討委員会で検討した事項について、策定委員会に報告しなければならない。

(作業部会)

第6条 検討委員会の下にうるま市高齢者福祉計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置き、委員長の指示により次の業務を行う。

(1) 第2条の所掌事務に関すること。

(2) 検討委員会に提出する原案の作成に関すること。

(3) 計画案に係る具体的事項に関すること。

- 2 作業部会員は、検討委員会において選任する。
- 3 作業部会における検討の経過及び結果を検討委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 検討委員会、作業部会の庶務は、福祉部介護長寿課において処理する。

(補則)

第8条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成23年11月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

検討委員会

所属	職名
福祉部	部長
企画部	部長
総務部	部長
市民部	部長
消防本部	消防長
福祉部介護長寿課	課長
福祉部生活福祉課	課長
福祉部障がい福祉課	課長
市民部健康支援課	課長
市民部国民健康保険課	課長
企画部企画課	課長
企画部財政課	課長
教育部生涯学習振興課	課長
教育部生涯スポーツ課	課長

4 . 用語集

あ行

一般高齢者・一次予防事業

- ・要介護認定を受けていない方、また介護予防上の支援が必要と認められる虚弱な高齢者でない 65 歳以上の元気な高齢者を一般高齢者といい、その方達を対象に実施する介護予防事業（介護予防健康教室・総合介護予防教室等）を一次予防事業という。

か行

介護給付

- ・要介護認定において、介護が必要と認められた被保険者（要介護 1 ～ 要介護 5 ）に対する保険給付のこと。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

- ・要介護者及び要支援者などからの依頼を受け、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、市町村や居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行い、介護サービス計画（ケアプラン）の作成などを行う専門職。

介護報酬

- ・介護保険制度において、事業所や施設が利用者に介護サービスを提供した場合、対価として支払われる報酬のこと。介護報酬はサービスの種類ごとに平均的な費用等を勘案して設定されており、原則として 9 割が介護保険から支払われ、残り 1 割が利用者の自己負担となる。

介護予防

- ・可能な限り要支援・要介護状態になることを防ぐこと。また、要支援・要介護と認定された場合でも、状態がさらに進行しないように支援すること。

介護予防給付

- ・要介護認定において、支援が必要と認められた被保険者（要支援 1 ・要支援 2 ）に対する保険給付のこと。

介護予防支援

- ・居宅の要支援者に対し、心身の状況にあった適切なサービスが利用できるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、居宅介護サービス事業者、介護保険施設などとの連絡・調整を行うこと。

介護療養型医療施設（介護療養病床）

- ・急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする要介護者が入院する施設。医療、看護、医学的管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な要介護者が入所する施設。食事、入浴、排泄などの介護、その他日常生活上の世話や健康管理などを行う。

介護老人保健施設（老人保健施設）

- ・病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な要介護者が入所する施設。医学的な管理のもとでの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練などを行う。

居住系サービス

- ・地域における居住の場として提供されている施設サービス。特定施設入居者生活介護（介護保険の指定を受けた有料老人ホーム）やケアハウスなどがある。

居宅サービス

- ・居宅の要介護者が、指定居宅サービス事業者から受ける事ができるサービス。サービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与等がある。

居宅療養管理指導

- ・医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な要介護者の居宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握し療養上の管理・指導を行う居宅サービス。

ケアプラン（介護サービス計画）

- ・要介護者などの心身の状況や本人及び家族の希望などを勘案し、サービス提供者間の調整を行いつつ、利用する介護サービスの種類、内容など具体的なサービス計画を定めたもの。

後期高齢者

- ・75歳以上の高齢者。

高額介護サービス

- ・要介護者が、居宅サービスや施設サービスを利用して支払った自己負担額が一定額を

超えた場合に超過分が払い戻される介護給付。超過分が払い戻されることにより負担が一定額を上回らないよう自己負担額の軽減が図られる。

さ行

在宅療養支援診療所

- ・通院による医療サービスの利用が困難な高齢者等に対し、自宅を訪問して診療を行う医療機関。平成 18 年度厚生労働省が在宅医療の充実を図るために制度化。原則的に 24 時間体制の往診や急変時の入院先の確保などの基準を満たすことが必要。

サービス付高齢者向け住宅

- ・一定の広さやバリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向けの住宅。平成 23 年度、国土交通省と厚生労働省が高齢者の居住の安定を確保する目的で制度化したもので、住宅等の建設に対して、国が建設費を助成するなど、各種の支援を行う。

住宅改修

- ・住む人の生活の利便性や安全性を考え、住宅の段差の解消や手すりの取り付け等を行うサービス。

小規模多機能型居宅介護

- ・居宅の要介護者を対象とした地域密着型サービスのひとつ。これまでの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、1つの事業所で「通い」サービスを中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて受けることができるサービス。平成 17 年の介護保険制度の改正により創設されたサービス。

成年後見制度

- ・不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面で、適切な判断をすることが難しくなった方を支援する制度。

前期高齢者

- ・65歳～74歳までの高齢者。

た行

第三者後見人

- ・成年後見制度（前頁参照）において、定められる後見人のうち、親族以外の社会福祉協議会などの福祉機関あるいは弁護士、司法書士などの法律職種等、第三者の後見人

のこと。

短期入所生活介護

- ・居宅の要介護者が、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、入浴や食事などの介護や機能訓練などを受けるサービス。

短期入所療養介護

- ・居宅の要介護者が、介護老人保健施設や医療施設などに短期間入所して、治療や看護、機能訓練などを受けるサービス。

地域医療支援病院

- ・地域の病院、診療所などの後方支援機能(高次医療、救急医療等)を有する医療機関。平成9年に創設されたもので、医療機関の機能の役割分担と連携を目的にしたもの。

地域包括ケア

- ・高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供していくこと。

地域包括支援センター

- ・介護予防サービスや介護予防事業などのケアプランを作成したり、高齢者やその家族からの相談、高齢者の虐待防止等の権利擁護などを行う地域介護の中核拠点。

地域密着型サービス

- ・介護状態になった後も住みなれた地域で生活を継続できるよう、平成18年度の介護保険制度の改正時に創設されたサービスで、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などがあり、保険者が事業者の指定・指導監督を行う。

通所リハビリテーション

- ・介護老人保健施設や医療機関等に通り、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するため、理学療法士や作業療法士などによる必要な機能訓練などを受けるサービス。

通所介護

- ・心身機能の維持や社会的孤立感の解消を図る事を目的に、施設などに通り入浴や食事、機能訓練、レクリエーションなどを受けるサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービス。地域密着型サービスの一類型として、平成 24 年度に創設予定。

特定健診

- ・生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリック症候群に着目し、この該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を抽出するために行う健診。

特定施設入所者生活介護

- ・有料老人ホームやケアハウスなどで特定施設の指定を受けた事業所に入居している要介護者について、計画に基づいて提供される入浴、排せつ、食事等の介護等を行うサービス。

特定入所者介護サービス費

- ・平成 18 年 10 月からの居住費・医療費の保険給付外措置への制度改正において、低所得者への対策として創設された保険給付。

特定福祉用具販売

- ・居宅の要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況や希望、置かれている環境を踏まえ、入浴又や排せつに使用する福祉用具の選定の援助、取付け、調整、販売を行うサービス。

特定保健指導

- ・特定健診で把握されたメタボリック症候群予備軍及び該当者に対し、保健師や管理栄養士の指導のもと食事や運動などの生活習慣改善に向けた取り組み。

な行

二次予防事業

- ・要介護状態となるおそれのある高齢者に対し、要介護状態にならないように積極的に介護予防を行う事業。

二次予防事業対象者

- ・今後、要介護状態となるおそれのある高齢者のこと。基本チェックリストの結果など

を通じ、市町村が把握を行う。

日常生活自立支援事業

- ・認知症や知的障害等で判断能力が不十分のため、自らの権利や介護・援助のニーズを表明することが困難な方に代わって、その権利やニーズ表明を行ったり、人権侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにする事業。

認知症サポーター

- ・認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人やその家族を支援する人のこと。認知症サポーターになるには、各地域で実施している「認知症サポーター養成講座」を受講する必要がある。

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

- ・認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられる。

認知症対応型通所介護

- ・認知症の方を対象に専門的なケアを提供する通所介護。

は行

福祉用具貸与

- ・心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るため、車イスや歩行器、特殊寝台等の用具を貸し出すサービス。

訪問リハビリテーション

- ・介護老人保健施設や医療機関等の理学療法士や作業療法士などが家庭へ訪問し、心身機能の維持・回復や日常生活の自立を支援するために、必要な機能訓練などを受けるサービス。

訪問介護

- ・訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅を訪問し、入浴や排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助などを行うサービス。

訪問看護

- ・看護師、保健師などが家庭へ訪問し、病状などの観察や看護、終末期のケアなど、療養生活に必要な支援を行うサービス。

訪問入浴介護

- ・ 自宅の浴槽では入浴が困難な居宅の要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービス。

や行

有料老人ホーム

- ・ 高齢者を入居させ、入浴、排せつもしくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な支援を行う施設。(老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居等は除く)